指定居宅介護支援　「オレンジロード」　重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

１　指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社オレンジロード
代表者氏名	代表取締役　加藤　勇
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	島根県松江市学園２丁目25番８号 （総務部　0852-25-8005）
法人設立年月日	平成17年９月２日

２　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	オレンジロード
介護保険指定事業所番号	3270101326
事業所所在地	島根県松江市学園２丁目25番８号
連絡先	電話 0852-61-8878　ファックス 0852-61-8879
事業所の通常の事業の実施地域	松江市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社オレンジロードが設置するオレンジロード（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、８月13日から８月16日（夏季） 12月29日から１月４日（冬季）を除く
営業時間	9:00～18:00

(4) 事業所の職員体制

管　　理　　者	入江　信一

	職　務　内　容	人員数
管理者	1　従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤3名以上

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます。）

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護度区分 ／ 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費（ⅰ） （単位数　1,086） 10,860円	居宅介護支援費（ⅰ） （単位数　1,411） 14,110円
〃　45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費（ⅱ） （単位数　544） 5,440円	居宅介護支援費（ⅱ） （単位数　704） 7,040円
〃　45人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費（ⅲ） （単位数　326） 3,260円	居宅介護支援費（ⅲ） （単位数　422） 4,220円

※　45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定します。

加算

加　算　名　称		料金（単位数）	算　定　要　件
初　回　加　算		3,000 円/月 （300 単位）	新規に居宅サービス計画を作成する場合及び、要介護状態区分が 2 区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500 円/月 （250 単位）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000 円/月 （200 単位）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	（Ⅰ）イ 連携 1 回	4,500 円/回 （450 単位）	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	（Ⅱ）イ 連携 2 回	6,000 円/回 （600 単位）	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	（Ⅰ）ロ 連携 1 回	6,000 円/回 （600 単位）	
	（Ⅱ）ロ 連携 2 回	7,500 円/回 （750 単位）	
	（Ⅲ） 連携 3 回	9,000 円/回 （900 単位）	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円/回 （200 単位）	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		500 円/回 （50 単位）	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円/回 （400 単位）	24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
特定事業所加算（Ⅱ）		4,210 円/月 （421 単位）	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1 ヶ月につき）
介護職員等処遇改善加算		所定単位数 × 2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

減算

減　算　名　称	料金（単位数）	算　定　要　件
運営基準減算	所定単位数の 50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中した場合 （指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合
居宅介護支援同一建物減算	所定単位数の 5%を減算	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 名以上マネジメントする場合

3　その他の費用について

交　　通　　費	通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費を請求しない。

4　利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

※　ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5　居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 ・ 入江　信一

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7　秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他､電磁的記録を含む｡)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします｡(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

８　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	日新火災海上保険株式会社
	保険名	ビジサポ（統合賠償責任保険）
	補償の概要	施設・業務遂行中の事故

９　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10　衛生管理等

⑴ 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

⑵ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

⑶ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11　業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ア　提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（次表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は次のとおりとします。

〇相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
〇利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる
〇当該苦情の内容等を記録する
〇苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行なう
〇市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行なう。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 オレンジロード	所 在 地　島根県松江市学園 2 丁目 25 番 8 号 電話番号 0852-61-8878 ﾌｧｯｸｽ番号 0852-61-8879 受付時間　9:00～18:00
【市役所の窓口】 松江市健康福祉部介護保険課	所 在 地　島根県松江市末次町 86 番地 電話番号　0852-55-5689
【公的団体の窓口】 島根県国民健康保険団体連合会	所 在 地　島根県松江市学園一丁目 7 番 14 号 電話番号　0852-21-2811

13　サービス利用にあたっての留意事項

利用者及びその家族等は以下の行為を行ってはいけません。

・職員に対する暴力、暴言、威圧的・差別的な言動
・職員に対する性的な言動や不適切な身体接触
・契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
・長時間の拘束や執拗な要望やクレーム
・その他、職員の人格や尊厳を傷つける行為

以上に該当する行為があった場合、事業所は直ちに契約を解除することができます。

14　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める」規定に基づき、利用者に説明を行いました。
また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

事業者	所在地	島根県松江市学園 2 丁目 25 番 8 号
	法人名	株式会社オレンジロード
	代表者名	代表取締役　加藤　勇
	事業所名	オレンジロード
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	

（別　紙）　居宅介護支援業務の実施方法等について

1　居宅介護支援業務の実施

① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

③ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を受けることができ、また、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、利用者又は家族へ説明し、理解を求めます。

④ 指定居宅介護支援の提供に際し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるように求めます。

⑤ 前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの割合及び、同一事業者によって提供されたものの割合等について説明を行います。

2　居宅サービス計画の作成について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア　利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ　利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ　介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア　介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ　利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3　サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4　居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5　給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6　要介護認定等の協力について

① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7　居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8　当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護　82.1%

通所介護　14.9%

地域密着型通所介護　9.9%

福祉用具貸与　80.6%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社オレンジロード（松江 24 時間介護センター）66.6%	社会福祉法人若幸会（訪問介護事業所わこう）11.0%	株式会社ｼﾆｱﾘﾋﾞﾝｸﾞﾈｸｽﾄ（こころねヘルパーステーション）4.5%
通所介護	株式会社ラッシュ（スワン・デイサービス）24.8%	株式会社ツクイ（ツクイ松江城西、ツクイ松江古志原）18.3%	社会福祉法人　豊心会（カラフルデイサービスセンター）15.6%
地域密着型通所介護	株式会社 HAMADA グループ（リハビリサロンさくら橋北）19.6%	株式会社 メルシー（デイサービスかりん、リハサロン明日夢）17.6%	株式会社 松江にゅーよーく（らいふ嫁島デイサービス）11.7%
福祉用具貸与	株式会社オレンジロード（オレンジロード）74.3%	大興機械商事株式会社（らくらくタイコー）7.1%	有限会社 JOY・ケア（ジョイケアたいよう松江店）4.3%

判定期間　　令和　8年度

前期（ 3月 1日から8月末日）

後期（ 9月 1日から2月末日）